



佐賀県公報

平成19年
5月28日
(月曜日)
号 外

目次

公安委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県留置施設視察委員会に関する規則 (規則・五) 一
- ◎探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則 (" ・六) 二
- ◎佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (" ・七) 八
- ◎取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 (" ・八) 二
- ◎佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則 (" ・九) 二
- ◎警察署協議会の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一〇) 三
- ◎佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 (" ・一一) 三
- ◎ " (" ・一二) 三
- ◎警備員指導教育責任者講習の実施 (公 告) 三

○ 公安委員会事項

佐賀県留置施設視察委員会に関する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

◎佐賀県公安委員会規則第五号

佐賀県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号。以下「法」という。)第二十二條第一項及び佐賀県留

置施設視察委員会条例(平成十九年佐賀県条例第七号)第六條の規定に基づき、佐賀県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)に対する情報の提供その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第二条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命(補欠の委員の任命を除く。)

後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

一 留置施設の概要

二 収容基準人員及び被留置者数の推移

三 留置施設の管理体制

四 参観の許否の状況

五 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況

六 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況

七 法第九十條第一項又は第二百八條第一項の規定による自弁の物品の摂取又は書籍等の閲覧の停止措置の実施の状況

八 法第二百十三條の規定する捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用並びに法第二百十四條の規定による保護室への収容の状況

九 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例

十 法第二百二十九條第一項の規定による審査の申請、法第二百三十條第一

項の規定による再審査の申請、法第二百三十一條第一項又は第二百三十二條第一項の規定による事実の申告、法第二百三十三條第一項、第二百三十四條第一項又は第二百三十五條第一項の規定による苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果の状況

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

一 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合

二 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合

三 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(会議)

第三条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 佐賀県警察本部警務部監察課長は、必要があると認めるときは、委員長に對して委員会の会議の招集を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第四条 会議の開催日時、出席者及び概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、佐賀県警察本部警務部監察課において調製し、保存するものとする。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十九年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第六号

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号。以下「法」という。)の施行については、探偵業の業務の適正化に関する法律施

行規則(平成十九年内閣府令第十九号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(報告又は資料提出の要求)

第二条 法第十三条第一項の規定による報告又は資料提出の要求は、別記様式第一号の報告・資料提出要求書により行うものとする。

(身分証明書)

第三条 法第十三条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

(指示)

第四条 法第十四条の規定による指示は、別記様式第三号の指示書により行うものとする。

(営業の停止命令)

第五条 法第十五条第一項の規定による営業の停止命令は、別記様式第四号の営業停止命令書により行うものとする。

(営業の廃止命令)

第六条 法第十五条第二項の規定による営業の廃止命令は、別記様式第五号の営業廃止命令書により行うものとする。

附 則

この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

報告・資料提出要求書

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定により、次の事項を 年 月 日までに 報告 されたい。
提出

報告する事項 提出する資料	
報告を必要 提出とする理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第2号（第3条関係）

		第	号
身 分 証 明 書			
写 真	官 職		
	氏 名		
上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。			
年 月 日			
			佐賀県公安委員会 印

← 85.6 →

↑ 54.0 ↓

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第3号(第4条関係)

指 示 書

第 号
年 月 日住 所
商号、名称又は氏名
代表者の氏名

殿

佐賀県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。

違反事項	
指示事項	
理由	
<p>この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

別記様式第4号（第5条関係）

営 業 停 止 命 令 書

第 号
年 月 日住 所
商号、名称又は氏名 殿
代表者の氏名

佐賀県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処分の理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第5号(第6条関係)

営業廃止命令書

第 号
年 月 日住 所
商号、名称又は氏名 殿
代表者の氏名

佐賀県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

住 所	
商号、名称又は氏名	
代表者の氏名	
処分の理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第七号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書(別記様式第四号の二)」を「安全運転管理者に関する届出書(様式第四号の二)又は副安全運転管理者に関する届出書(様式第四号の三)」に改める。

第十六条中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「別記様式第五号」を「様式第五号」に改める。

第二十条中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第二十条第二項に定める届出書に書類(免許用写真に限る。)を添付する必要がない場合は、公安委員会の管轄区域を異にして住所の変更の届出を行う場合とする。ただし、変更前の住所地を管轄する公安委員会が、広島県、高知県及び沖縄県の公安委員会である場合は、この限りでない。
様式第四号の二及び様式第四号の三を次のように改める。

様式第4号の2(第11条の2関係)

※ 整理番号		(新規・変更)															
安全運転管理者に関する届出書																	
佐賀県公安委員会 殿												年 月 日					
安全運転管理者を選任、解任 届出事項を変更												①届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名					
												住所 〒					
												(電話) (印)					
②選任年月日		年 月 日		⑨ 使用 の 本 拠	名称												
③ 安全運転管理者 氏名		(ふりがな)			位置												
④ 資 格 要 件		生年月日 (年齢)	年 月 日(歳)		業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他											
		④ 運 転 の 管 理 経 験			⑩ 自 動 車 台 数	乗 用	貨 物			大 型	小 型	大 型	普 通	計			
		1 2 年以上	2 公安委員会 の教習修了者 で1年以上		3 公安委員 会の認定	大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	普 通	軽	大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪
⑤職務上の地位																	
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を持っ ている場合		免許の種類															
		免許年月日															
		免許番号															
		交付年月日															
		交付公安委員会															
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様		勤 務	1 日勤	2 隔日	3 その他()												
		副安全運転 管理者の有無	有()人	無													
⑧ 安 者 全 の 運 略 転 歴 管 理		勤 務 期 間	自 . . . 至 . . .	勤務所名	職 名												
		自 . . . 至 . . .															
		自 . . . 至 . . .															
		自 . . . 至 . . .															
		自 . . . 至 . . .															
		自 . . . 至 . . .															
⑨ 前 安 管 理 者		解任年月日	年 月 日	氏 名		解任事由	1 死亡	2 退職	3 転任	4 解任命令	5 その他()						
備考																	

注1 安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書(3通)、運転管理経歴書(2通)、住民票(1通)、運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)(1通)及び写真3cm×2.5cm(2枚)を警察署へ提出してください。

注2 届出事項(①、⑤、⑦、⑨、⑩、⑪)の変更を行う場合は、届出書(3通)のみで結構です。

注3 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。

様式第4号の3 (第11条の2関係)

※ 整理番号		(新規・変更)											
<p>副安全運転管理者に関する届出書</p> <p>佐賀県公安委員会 殿 年 月 日</p> <p>副安全運転管理者を選任、解任 } ①届出者の氏名又は法人の 届出事項を変更 } したのでお届けします。 名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">住所 〒 (印)</p> <p style="text-align: right;">(電話))</p>													
②選任年月日	年 月 日	⑨ 使用 の 本 拠	名 称										
③ 副安全運転管理 者氏名	(ふりがな)		位 置										
④ 資 格 要 件	生年月日 (年齢)	年 月 日(歳)	安全運転管 理者の氏名										
	1 運転の管 理経験1 年以上	2 運転の経験 期間3年以 上	業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他									
⑤職務上の地位			⑩ 自 動 車 台 数	乗 用	貨 物			大	小	大	普	計	
⑥ 副安全運転管理 者が運転免許を 持っている場合	免許の種類			大	中	普	大	中	普	大	小		大
⑦ 副安全運転管理 者の勤務の態様	勤務	1 日勤 2 隔日 3 その他()	⑪ 運 転 者 数	免 許 種 別	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自	普 自	小 特	計	
	補勤者の 有無	有()人・無		専 従 予 備	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	大 自		普 自
⑧ 副 安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間	勤務所名	職 名	⑫ 前 副 安 全 運 転 管 理 者	解任年月日	年 月 日							
	自 . . . 至 . . .				氏 名								
	自 . . . 至 . . .			解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他()								
	自 . . . 至 . . .												
	自 . . . 至 . . .												
備考													

注1 副安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書(3通)、運転管理経歴書(2通)、住民票(1通)、運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)(1通)及び写真3cm×2.5cm(2枚)を警察署へ提出してください。

注2 届出事項(①、⑤、⑦、⑨、⑩、⑪)の変更を行う場合は、届出書(3通)のみで結構です。

注3 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。

様式第九号から様式第九号の四までの規定中

中 型	
大 型	

に改める。

大
型

を

様式第九号の六中

種 類						

を

種 類						

に

改め、同様式の備考を次のように改める。

- 種類欄には取消し前に受けていた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、けん引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、けん引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。

附 則

この規則は、平成十九年六月二日から施行する。

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第八号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則(平成二年佐賀県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「大型」を

「大型 中型」に、

「大型二」を

「中型二 大型二」

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年六月二日から施行する。

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第九号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の施行

に關すること。

附 則

この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

警察署協議会の委員の報酬及び費用弁償の額に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

◎佐賀県公安委員会規則第十号

警察署協議会の委員の報酬及び費用弁償の額に關する規則の一部を改正する規則

警察署協議会の委員の報酬及び費用弁償の額に關する規則（平成十三年佐賀県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名中「警察署協議会」の下に「及び留置施設視察委員会」を加える。

第一条中「佐賀県特別職の職員の給与、旅費、費用弁償に關する条例」を「佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に關する条例」に改め、「警察署協議会」の下に「及び留置施設視察委員会」を加える。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に關する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

◎佐賀県公安委員会規則第十一号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

刑事施設及び受刑者の処遇等に關する法律（平成十七年法律第50号）に規定する事務	第146条第2項において読み替へて適用する第5条	実地監査の実施に關する公安委員会の定め
---	--------------------------	---------------------

を

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に關する法律（平成十七年法律第50号）に規定する事務	第18条	実地監査の実施に關する公安委員会の定め
	第21条第2項	留置施設視察委員会の委員の任命
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第34条第2項	職権による執行停止の決定
第230条第3項において準用する行政不服審査法第35条	第230条第3項において準用する行政不服審査法第40条第1項から第5項まで及び第55条	執行停止の取消し
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第40条第1項から第5項まで及び第55条	再審査の申請に対する裁決

に

改め、同表の佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）に規定する事務（公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務）の項の次に次のように加える。

佐賀県留置施設規	第3条第4項	留置施設視察委員会の委員の解任
----------	--------	-----------------

警察委員会条例(平成19年佐賀県条例第7号)に規定する事務

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者等の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第十二号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に規定する事務(公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務)の項の前に次のように加える。

探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に規定する事務	第15条第1項	探偵業者に対する探偵業の停止命令
	第15条第2項	探偵業を営む者に対する営業の廃止命令

附 則

この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号

に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施します。

平成19年5月28日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

(2) 期日

平成19年6月28日(木曜日)から平成19年7月4日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の5日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)

3 受講対象者

受講申込時において、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1

条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に合格した者

(5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

4 受講定員

30人(予定。先着順とする。)

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成19年6月7日(木曜日)から平成19年6月13日(水曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 申込先及び方法

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してくださ

(3) 提出書類

ア 受講申込書

イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面

(ウ) 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

(ヤ) 前記3の(2)に該当する者は、検定期則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(ヨ) 前記3の(3)に該当する者は、検定期則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していること

証明する警備業者等が作成する書面

(ウ) 前記3の(4)に該当する者は、旧検定期則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)の合格証の写し

(ヤ) 前記3の(5)に該当する者は、旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面

6 講習手数料等

(1) 講習手数料は、38,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。

8 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)

